

よくある質問

Q1 受診した医療費はいつから見ることができますか？

A1 原則、受診月の3か月後の月末ごろから可能になります。

Q2 来月退職予定ですが、退職後も利用可能でしょうか？

A2 健保組合ホームページから利用いただく全てのサービスは翌月10日頃に利用停止となります。
医療費明細情報など、翌年の医療費控除の申告に必要な情報は事前に出力ください。

Q3 医療費明細情報を印刷したものは、確定申告の医療費控除に利用できますか？

A3 原則として、税務署に提出する「医療費控除の明細書」に添付して使用することは出来ません。但し、税務署によって、医療費控除の添付書類として受け付ける場合があるようです。お手数ですが事前に管轄の税務署にご確認ください。

Q4 支給決定通知は、確定申告の医療費控除の健保からの給付金証明に利用できますか？

A4 利用頂けます。

Q5 メールアドレスを変更したいのですが？

A5 ログイン後に表示される「個人情報管理」から新しいメールアドレスを登録ください。

Q6 スマホでも見れますか？

A6 パソコン、スマホのいずれからも利用可能です。

Q7 医療費情報などを個人単位で見るとは出来ますか？

A7 世帯単位での提供となり、個人単位への対応は出来ません。

Q8 いつまでの受診履歴を見ることができますか？

A8 直近から最長過去2年分のデータが閲覧可能です。

Q9 受診した覚えのない医療機関名等の記載や、内容に疑問がある場合はどのようにすれば良いでしょうか？

A9 下記アドレスにて健保組合にご連絡願います。

info@philips-kenpo.com

Q10 医療費情報を見たところ摘要欄に「減額査定」とありますが、これは何でしょうか？

A10 医療機関からの診療報酬明細書（レセプト）を審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金）で審査した結果、窓口負担額に1万円以上の過払いが生じる可能性が判明した場合に表示しています。対象のレセプトがある場合は、別途「医療費の減額査定についての通知」を送りますので、詳細は通知文書をご確認願います。